# 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令 （平成十九年内閣府・経済産業省令第一号）

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十四条に規定する商品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者は、当該財産を次に掲げるところにより管理しなければならない。

* 一  
  当該財産を他の商品投資契約に基づいて出資された財産と区分して経理し、かつ、その内容が投資者の保護を図る上で適切であること。
* 二  
  当該財産を自己のその他の財産と区分して経理し、かつ、運用するために預託する場合を除き、次に掲げる方法により適切に管理を行うこと。

# 附　則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成二〇年九月三〇日内閣府・経済産業省令第四号）

この命令は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

# 附則（令和二年四月三日内閣府・経済産業省令第三号）

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。